

千葉県こども発達相談室運営実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県こども発達相談室（以下「相談室」という。）が行う事務事業の円滑な運営のため、必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 相談に従事する職員は、相談支援に必要な専門職をもって充てる。

(対象者)

第3条 未就学のこどもの発達に不安を抱える保護者及びその子を対象とする。

2 相談室を利用できる者は、本市に在住する者に限るものとする。

(業務内容)

第4条 業務内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 未就学のこども及びその保護者に対する当該こどもの発達に関する相談支援
- (2) 障害児通所サービスの利用等の申請に必要な書類の作成
- (3) 本市職員の発達障害支援に関する資質向上のための研修等の実施

(開室時間等)

第5条 相談室の開室時間は平日（12月29日から翌年の1月3日までの日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く）午前9時から午後5時までとする。ただし、こども発達相談室長（以下「室長」という。）が必要と認めるときは、臨時に開室時間を変更することができる。

2 相談はすべて事前予約制とし、1回あたりの相談時間は初回60分、2回目以降45分を原則とする。

(関係機関等との連携)

第6条 相談室の円滑な運営及び相談者への専門的支援等を実施するため、関係機関と密接な連携を図るものとする。

(情報提供)

第7条 相談室は、相談者からの求めに応じ、第5条第1号に基づき実施した相談支援の所見等についての情報提供書及び同条第2号に規定する意見書等を発行することができる。

2 発行を求める者は、提供内容、使用目的等を記載した依頼書を室長あて提出するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。